

丸善コンプライアンス指針

正直に。透明に。「あたり前の作法」を全力で行うために。

2009年4月

丸善株式会社

はじめに

丸善の皆さんへ

この度、新経営理念制定を機に、コンプライアンスに関する従来の指針を見直し、新たに「丸善コンプライアンス指針」を制定しました。

コンプライアンスとは、企業及び従業員が、法律や規則そして倫理的規範など、社会の基本的なルールを守ることを意味します。

企業が社会の一員である以上、コンプライアンスを徹底する必要があることは、論を待ちません。

当社は、過去に不適切な会計処理問題を起こしたことを真摯に反省し、行動規範において、「あたり前の作法を全力で行え。気品が人をつくる。」「正直に。透明に。自信をもって清潔に生きる。」と定めています。

このコンプライアンス指針は、我々がコンプライアンスを実践するに当たり、その具体的な判断基準となるべく作成されたものです。

コンプライアンス違反は、丸善の社会的な信用を失墜させ、会社に多大な損害を与えるだけでなく、これまで「知を^{とも}鑑す」ために尽くしてきた多くの先達の努力をも台無しにしてしまいます。

我々は、そういった事態を絶対に起こしてはなりません。

「正直に。透明に。『あたり前の作法』を全力で行うために。」

この指針を熟読し、傍に置き、頻繁に参照してください。

そして、実践していきましょう。

2009年4月1日

丸善株式会社

代表取締役社長 小城 武彦

丸善経営理念

丸善の価値観

知に生き、人間を信じる

丸善ミッション

知を^{とも}證す 丸善

行動規範

- 1 本質、本筋、本物を読み。知性は姿に現れる。
- 2 現場、現実、現物に迫れ。お客様は目の前にいる。
- 3 感謝と笑顔を忘れない。どれだけ人を思いやれるか。
- 4 挑戦者たれ。人のためにも拓くべき未来がある。
- 5 あたり前の作法を全力で行え。気品が人をつくる。
- 6 正直に。透明に。自信をもって清潔に生きる。
- 7 強き精神でやり切れ。誇りある自分を築く。

丸善ビジョン

もう一度、丸善になる

目次

はじめに

丸善経営理念

. 「丸善コンプライアンス指針」の目的と基本姿勢

1. 「丸善コンプライアンス指針」とは？
2. 対象範囲 - 「私たち」とは？
3. 判断の基準として
4. 違反行為への対応

. コンプライアンス指針（細目40項目）

1. 人権の尊重 (2項目)
2. 健全な労働環境の整備 (4項目)
3. 公私混同の禁止 (3項目)
4. 個人情報の保護 (3項目)
5. お客様に対する誠実な対応 (4項目)
6. 取引先や公務員への節度ある対応 (2項目)
7. 契約と関連業法の遵守 (3項目)

- | | | |
|------|-------------------------|-------|
| 8 . | 公正かつ自由な競争の実施 | (4項目) |
| 9 . | 正確な会計処理と情報の適時・適切な開示 | (3項目) |
| 10 . | インサイダー取引の禁止 | (2項目) |
| 11 . | 知的財産やブランドの尊重 | (2項目) |
| 12 . | 秘密保持の徹底 | (2項目) |
| 13 . | IT 資産の適正な管理と使用 | (2項目) |
| 14 . | 地域・コミュニティとの良好な関係と環境への配慮 | (2項目) |
| 15 . | 反社会的勢力への毅然たる対応 | (2項目) |

以 上

「丸善コンプライアンス指針」の目的と基本姿勢

1. 「丸善コンプライアンス指針」とは？

「コンプライアンス(Compliance)」は、日本語では、よく「法令遵守」と訳されますが、この言葉には、企業やその従業員が、単に法令違反を行わないことだけでなく、社会倫理、道德などの社会規範を守ることや、さらには、社会の要請や期待に応えていくことも含まれています。

私たちは、2007年9月1日に「丸善経営理念」を定め、「知を^{とも}鑑ず」ことが私たちのミッション(社会における役割や存在意義)であることを確認しました。また、このミッションを果たすために私たちが取るべき行動の道標として、7つの項目からなる「行動規範」を定めました。

「丸善コンプライアンス指針」は、2002年10月1日に制定した「丸善コンプライアンス行動指針」を、「丸善経営理念」を踏まえて全面的に見直し、私たちが日常の業務を行う上で守るべき指針をまとめたものです。

この指針には、「あたり前」の内容からより望ましい行動まで含まれていますが、「丸善経営理念」の「行動規範」のうち、特に、「5 あたり前の作法を全力で行え。気品が人をつくる。」と「6 正直に。透明に。自信をもって清潔に生きる。」をより具体的にしたものということができます。

また、私たちが広い意味でのコンプライアンスを実践し、社会の要請や期待に応えていくためには、まず相手を思いやり、私たちにどのような期待を寄せていただいているのかを感じ取ることが大切です。この指針は相手を思いやるというコン

プライアンスの基本的な考え方を根本に置いておりますので、この指針を守ることは「丸善経営理念」の「行動規範」の「3 感謝と笑顔を忘れない。どれだけ人を思いやれるか。」の実践とも言えるのです。

2. 対象範囲 - 「私たち」とは？

「丸善コンプライアンス指針」でいう「丸善」とは、丸善株式会社とその子会社（下記参照）を指します。また、「私たち」とは、「丸善」の

代表取締役、取締役、監査役

執行役員

従業員（関連会社からの出向社員および「丸善」で業務に従事する派遣社員を含む。）

を指します。

丸善株式会社の主な子会社（2009年4月1日現在）
株式会社オルモ、株式会社第一鋼鉄工業所、丸善プラネット株式会社、Maruzen International Co.,Ltd.

3. 判断の基準として

まず確認しておきたいことは、倫理と利益のどちらかを取らなければならない場面に遭遇したら、私たちは、迷わず倫理を取る、ということです。

そのため、「丸善経営理念」および「丸善コンプライアンス指針」を常に念頭に置き、また、随時これを参照して、業務を遂行してください。特に「丸善コンプライアンス指針」は、私たちが対処すべき具体的なケース40項目を想定したときに、判断の拠りどころ（基準）となるものです。そして、この指針を守らずに、「知を^{とも}鑑^びず」という私たちのミッションを達成することはできません。

「丸善コンプライアンス指針」はそれ程基本的なものであり、この指針を確実に守るその取り組みの先に、私たちのミッションの達成が見えてくると言えます。

ただし、ここに全てが網羅されているわけではありません。ここに記載されていなかったり、問題が複雑であったり、あるいは知識が不足していたりして、自分では判断できないときは、自分の解釈だけで行動せず、必ず所属長や専門部署に相談してください。

また、指針の内容は不変のものではありません。今後も内容を適宜見直し、必要に応じて取締役会の承認を得て改定し、共有していきます。

4. 違反行為への対応

違反行為を発見・目撃した場合や、違法行為を行うよう指示を受けた場合、あるいは自ら違反行為を行った場合は、必ず、所属長、社内の専門部署、あるいは「丸善コンプライアンス・デスク」などに報告・通報してください。

違反行為を行ったり、それを黙認したりした場合は、法令に基づき刑事罰を受けたり、就業規則などに基づく懲戒の対象になる場合があります。

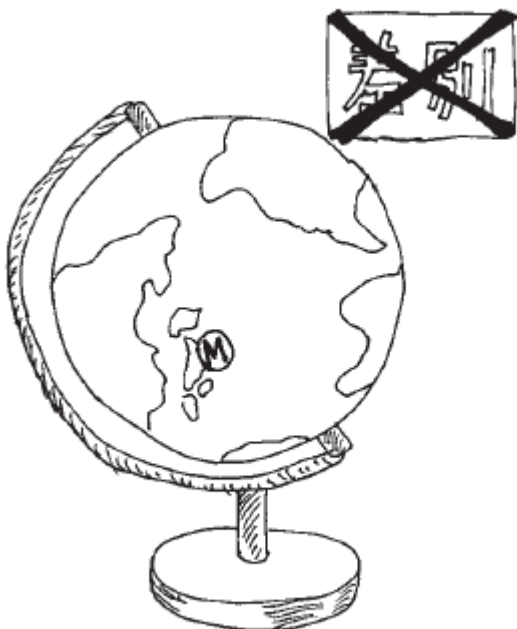
以 上

コンプライアンス指針

1. 人権の尊重

私たちは、性別、人種、国籍、宗教、思想、身体上のハンディなどに基づいたいかなる差別も行いません。

私たちは、だれに対してもその人格、個性、プライバシーを尊重し、また社会的な弱者に配慮します。



2. 健全な労働環境の整備

私たちは、より高い目標へチャレンジしていく意欲を持ち、健康に働ける会社であるよう、労働法令を遵守して、従業員と会社との健全な関係を築きます。

私たちは、時間外労働の削減に努め、また、いかなる理由があっても違法な時間外労働の発生を許しません。

私たちは、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを行わず、また、それらの発生を許しません。

私たちは、従業員と企業の安全をおびやかす災害や事故に対する予防対策に最善を尽くします。

セクシュアルハラスメントとは？

a) 職場の上下関係などを利用して性的な言動や行為を強要したり(対価型)、b) 性的な冗談や掲示物などにより異性に嫌悪感をおぼえさせたり(環境型)することです。

パワーハラスメントとは？

地位や職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を侵害する言動のことです。

3. 公私混同の禁止

私たちは、金銭、商品、情報、権利などについては、会社のものと個人のものとの明確に区別し、会社の財産や経費を個人的に流用することはいけません。

私たちは、企業の活動における金銭の大切さを十分に理解し、現金、図書券などの金券類や、手形、小切手の管理に細心の注意を払います。

私たちは、職場において、あるいは就業時間中に、政治や宗教など、業務と関係のない個人的な活動を行いません。



4. 個人情報の保護

私たちは、お客様や従業員の個人情報を本来の目的以外には使用せず、また、必要な範囲を超える調査は行いません。

私たちは、個人情報が漏洩することのないよう、注意深く管理を行います。

私たちは、個人情報の管理や処理を第三者に委託する場合、その委託先の監督に責任を持ちます。

個人情報とは？

個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述などによって、特定の個人を識別できるものをいいます。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できることとなるものも含まれます。例えば、メールアドレスだけであっても「氏名@会社名」であれば個人情報にあたる考えられます。



5. お客様に対する誠実な対応

私たちは、商品の特性や品質について誤認を生じさせるような表示や広告を行わず、また、そのような表示や広告の商品の販売を行いません。(不当表示・誇大広告の禁止)

私たちは、キャンペーンの懸賞や景品提供は、一般懸賞、共同懸賞、総付景品、それぞれについて規定された限度額の範囲で実施します。(過大な景品類の提供の禁止)

私たちは、商品やサービスに関する安全性や品質にかかわる事故・トラブルの発生を未然に防ぐために最善を尽くします。また、災害や事故からお客様を守るため、安全の配慮に最善を尽くします。

私たちは、万が一、事故・トラブルが発生したときは、迅速、適切に対応し、拡大と再発の防止に努めます。

「懸賞」とは？

抽選やじゃんけん、クイズなどへの回答の正誤などの方法によって、景品を提供する相手や提供する景品の金額を決めることをいいます。「懸賞」のうち、一定の条件の下で複数の事業者が共同して行うものが「共同懸賞」、それ以外の懸賞が「一般懸賞」と呼ばれています。

「総付(そうづけ)景品」とは？

一般消費者に対して「懸賞」によらないで提供する景品のことで、「ベタ付き景品」と呼ばれることもあります。具体的には、商品やサービスの購入者や来店者に対してもれなく提供する景品がこれに当たります。

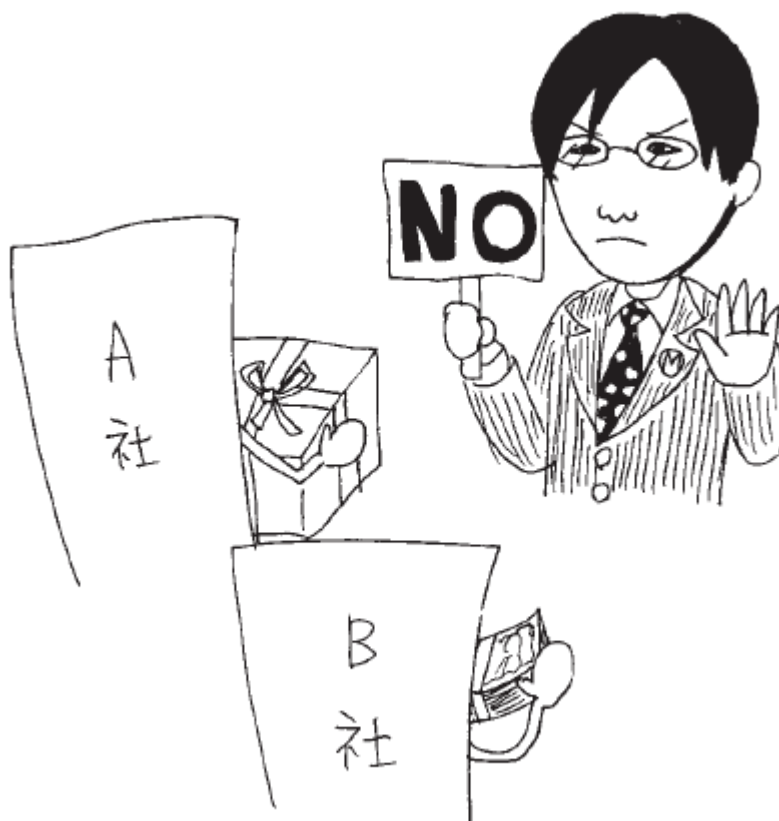
6. 取引先や公務員への節度ある対応

私たちは、取引先とは一線を引いた節度のある関係を保ち、接待や贈答は社会常識の範囲にとどめ、個人宛の贈答は断ります。

私たちは、公務員、みなし公務員、政治家等と健全な関係を保ち、禁じられた接待や贈答は一切行いません。

みなし公務員とは？

国立大学法人、公団や事業団、NTT、JR、JTその他の民営化された企業などにおいて公務に準じる事務を行う職員は、公務員と同等に守秘義務や収賄罪の適用を受け、みなし公務員と呼ばれます。



7. 契約と関連業法の遵守

私たちは、新たな取引先との商談や信用枠の拡大には、必ず社内規程で定められた信用調査を行い、必要な承認を得ます。また、重要な商取引には必ず契約書を作成します。

私たちは、契約条件の不履行は直ちに会社の信用喪失などの損失につながることを十分に理解の上、契約書に定める義務を詳細に確認し、必ず履行します。

私たちは、建設業法、労働者派遣法、古物営業法、食品衛生法、酒税法、薬事法など、丸善の事業にかかわる法令を遵守し、必要な許認可の取得や届出を確実に行います。



8. 公正かつ自由な競争の実施

私たちは、入札や見積もり合わせ、または競合する市場において、同業の他社と、共同で受注者や価格を取り決めたり、価格、数量、その他の取引条件に関する情報を交換したりする行為は行いません。(談合・カルテルの禁止)

私たちは、著作物再販制度を適正に運用するとともに、書籍・雑誌など例外が認められている一部の商品を除き、取引先に対し定価販売を義務付けたりする行為は行いません。(再販売価格の拘束の禁止)

私たちは、外注先や仕入先に対して優越的な地位にあったとしても、その地位に乗じて、正当な理由のない返品、従業員の派遣、協賛金の負担など、外注先や仕入先に不当な負担を負わせるような要請は行いません。(優越的な地位の濫用の禁止)

その他、私たちは、独占禁止法や下請法など、公正、透明、自由な競争の実施や下請事業者の保護などにかかわる法令を遵守します。

著作物再販制度とは？

日本国内で刊行された書籍、雑誌、新聞、レコード盤、音楽テープ、音楽用 CD の6品目の著作物に限り、定価販売が認められている制度のことです(中古品は対象外)。本来、メーカーなどが小売価格などを指定したり拘束したりすることは、「再販売価格維持行為」として独占禁止法で禁止されています。書籍、雑誌等についてはこれが例外的に認められ、出版流通業界では、出版社 取次会社間、取次会社 書店間で、それぞれ再販売価格維持契約(再販契約)が結ばれています。

9. 正確な会計処理と情報の適時・適切な開示

私たちは、仕入や販売などの各プロセスにおいて、社内規程で定められた計上基準に従い、計上の時期や内容に誤りや不正がないよう、事実を正確に記録します。

私たちは、健全な企業活動を行うため、会計処理は法令など一般に公正妥当と認められた社会的なルールに則して正確かつ公正に行います。

私たちは、ステークホルダーの利益を念頭におき、広く社会とのコミュニケーションをはかりながら、正確かつ公正に、適時・適正な情報の開示を積極的に行い、経営の透明性を守ります。

計上基準とは？

収益(売上等)や費用(原価・経費等)をいつ計上するかについて定めた基準のことです。商品の販売やサービスの提供による収益およびそれにかかわる費用を、どの日をもって計上するかは決算期の利益や課税所得が正しく認識されるために非常に重要です。計上基準は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って合理的な基準を採用し、採用した計上基準は每期継続して適用しなければなりません。丸善の場合、社内規程で、売上や仕入の計上は次のように定められています。

売上計上
引渡(出荷手続)完了基準
仕入計上
受入検査(検収完了)基準

引渡・検収の事実を合理的に説明できる証憑(しょうひょう)を基に計上します。
なお、事業形態により、これによらない場合については事業部業務マニュアルを確認して下さい。

ステークホルダーとは？

お客様、取引先、債権者、株主、投資家、従業員、地域社会、国・地方公共団体など、企業を取り巻く利害関係者のことをいいます。

10. インサイダー取引の禁止

私たちは、上場会社またはその子会社に関する未公表の重要事実を知ったときは、それが公表されるまで厳に秘密に保持するとともに、その会社の株式などの有価証券の売買は行いません。

私たちは、上場会社またはその子会社に関する未公表の重要事実を、家族や友人などに教え、その会社の株式などの有価証券の売買を誘発する行為は行いません。

インサイダー取引（内部者取引）とは？

自社や取引先に関する重要情報を仕事を通じて知った役員や従業員などが、その公表前に、株式などの有価証券の取引を行ったり、それに関与したりする行為をいいます。インサイダー取引は、公正な取引を阻害するため、一般の投資家に対する一種の詐欺行為であると言われています。

重要事実とは？

投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす事実のことで、上場会社等またはその子会社の a) 経営上の重大な意思決定、b) 多額の損害の発生や債権の取立不能など重大な事実の発生、c) 業績予想の大幅な修正などをいいます。具体的な内容については、「内部者取引防止に関する内部情報管理要領」を参照してください。



11. 知的財産やブランドの尊重

私たちは、知的財産やブランドは丸善のビジネスの基盤であることを十分に理解の上、これを適切に管理・活用します。

私たちは、他者の知的財産やブランドを尊重し、著作権、特許権、商標権などの知的財産権にかかわる法令を遵守します。

知的財産権とは？

知的な活動によって生み出されたアイデアや表現を保護する権利のことです。登録が必要なものと必要でないものがあります。

著作権とは？

知的財産権の一つで、著作物を独占的に利用できる権利のことです。対象となる著作物の例としては、小説、論文、楽曲、歌詞、絵画、彫刻、映画、写真、コンピュータプログラム、データベースなどが挙げられ、創作的な表現が保護されます。登録などの手続は何ら必要とされず、創作と同時に権利が発生します。権利が存続する期間は原則として著作者の死後50年を経過するまでです。

特許権とは？

知的財産権の一つで、発明を事業などで独占的に実施できる権利のことです。産業活動で利用することができる発明(技術的アイデア)が保護されます。特許庁に出願し、登録されることによって権利が発生します。権利が存続する期間は出願日から20年を経過するまでです。

商標権とは？

知的財産権の一つで、商品やサービスにかかわる文字や図形などの標章(マーク)を独占的に使用できる権利のことです。ネーミングやブランドなどが保護されます。商品・サービスの区分を指定して特許庁に出願し、登録されることによって権利が発生します。権利が存続する期間は登録日から10年を経過するまでですが、更新が可能で、更新を繰り返せば半永久的に権利が存続します。

12. 秘密保持の徹底

私たちは、営業秘密に限らず、仕事を通じて知った一切の秘密情報について、守秘義務を負い、これを他人に漏らしたり、自分や他人のために使用したりする行為は行いません。

私たちは、たとえ退職後であっても、在職期間中に知った秘密情報を他人に漏らしたり、自分や他人のために使用したりする行為は行いません。

営業秘密とは？

a) 秘密として管理されている、b) 販売方法、生産方法その他の事業活動に有用な営業上または技術上の情報であって、c) 公然と知られていないものをいいます。顧客名簿なども、このa) ~ c) を満たせば不正競争防止法による保護の対象になります。



13. IT資産の適正な管理と使用

私たちは、会社から使用する権限を与えられた社内のシステムとID・パスワードなどの使用と管理に、細心の注意を払います。

私たちは、データの喪失やシステムの停止は、お客様に多大なご迷惑をおかけし、丸善の信頼を失わせるものと強く認識し、データのバックアップやウイルス、ハッカーへの対策を講じます。



14. 地域・コミュニティとの良好な関係と環境への配慮

私たちは、企業内活動だけにとらわれず、個人として、また「良き企業市民」として、地域やコミュニティとの連携や協調をいっそうはかり、交流と貢献を通じてより良い社会の実現に努めます。

私たちは、地球環境に配慮し、各種の環境法令を遵守するとともに、資源の節約やリサイクルを心がけます。また、騒音や悪臭、産業廃棄物などにより、地域へ迷惑をかけないように努めます。

企業市民とは？

Corporate Citizen の訳語で、企業を社会の一員とみなし、社会を構成する様々な主体とバランス良く連携を取りながら、企業が社会に役立つ事業活動を行う姿勢のことをいいます。



15. 反社会的勢力への毅然たる対応

私たちは、第三者から不当な便宜の供与や金銭などの要求や脅迫を受けたときは、これを毅然として拒否します。

私たちは、総会屋や暴力団など、反社会的な個人・団体との付き合いは行いません。



以上